

第 10 次鳥取市総合計画基本構想の骨子案について

1 策定の背景

本市は、平成 26 年 11 月の周辺町村との合併から 10 周年を迎えました。その間、少子高齢化の進展や東日本大震災の発生など、本市にもさまざまな影響を与える事象、出来事がありました。

そのような社会情勢や本市を取り巻く課題に的確に対応し、市民の皆さんに対し最適なサービスを提供することが求められます。これらを踏まえ、新たな時代に対応していくための指針となる、第 10 次鳥取市総合計画を策定します。

深澤義彦市長就任後初めてとなる総合計画であり、目指すべき将来像の実現へ向けて、計画に基づく諸事業を強力に推進していくものとします。

【本市を取り巻く課題】

(1) 地域経済の活性化に向けた課題

- ・雇用状況の改善
- ・活力ある地場産業の振興
- ・成長産業の立地
- ・6次産業化や農商工連携による高付加価値化
- ・人材の育成・確保

(2) 人口減少と少子高齢化の課題

- ・若者の流出防止
- ・結婚・妊娠・出産・子育てにおける支援
- ・中山間地域や中心市街地の活性化

(3) 価値観の多様化に伴う課題

- ・さまざまな暮らし方への対応
- ・地域コミュニティの振興
- ・移住・定住の促進

(4) 安全・安心な生活への課題

- ・豪雨や豪雪、土砂災害等、局地的な自然災害への対応

(5) 環境・エネルギー問題への課題

- ・循環型社会の推進
- ・環境保全活動の推進

(6) 情報通信の変革に伴う課題

- ・情報通信技術の活用
- ・情報発信方法の選択

(7) 交流と連携の推進への課題

- ・高速道路網の早期整備

- ・国内外の交流の推進

(8) 自治体のあり方への課題

- ・定住自立圏、連携中枢都市圏
- ・中核市への移行
- ・ファシリティマネジメント推進の必要性

2 策定の根拠

平成23年8月に施行された「地方自治法の一部を改正する法律」により、総合計画の基本部分である「基本構想」について、市議会の議決を経て定める旨の規定が、地方自治法から削除されました。この結果、基本構想の法的な策定義務はなくなり、計画策定及び議決の手続きについては、各自治体の独自の判断にゆだねられることとなりました。

こうした中、本市においては、「基本構想」はまちづくりの長期的な展望を示すものとして、また、行政運営の指針を示すものとして、引き続き議会の議決を経て策定することとします。

3 計画の役割

この計画は、平成37年度までの長期展望にたつて、鳥取市の市勢振興の基本的方向を示すとともに、市民活動、企業活動、行政施策を明らかにしたものです。具体的には次のような役割を担います。

- (1) 市民においては、市民が主役となるまちづくりの方向性を明らかにしたものです。
- (2) 行政においては、長期的な市政運営のめざす目標を明らかにし、市民と共に主体的かつ計画的にまちづくりに取組むうえでの指針となるものです。
- (3) 国、県等に対しては、計画の実現に向けて連携や役割分担をしていくうえで、本市の施策を明らかにするものです。

4 総合計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成され、それぞれの役割は次のとおりです。

- (1) 「基本構想」…平成28～37年度（10年間）

本市の「まちづくりの理念」として「鳥取市を飛躍させる、発展させる」とし、このまちづくりの理念のもと、本市がめざすべき「将来像」を「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」とします。この計画を推進するための基本的な方針や「将来像」の実現に向けた「まちづくりの目標」を明らかにします。また、主な指標として、長期的な人口と財政の概況と見通しを示します。

(2) 「基本計画」…平成28～32年度（5年間）

「基本構想」を推進するための平成32年度までの5年間に取組む施策と成果を表す指標（目標）を明らかにします。また、基本計画においては、並行して策定する「すごい！鳥取市」総合戦略（仮称）を重点的に取り組む施策と位置付けます。

(3) 「実施計画」… 前期（平成28～30年度）後期（平成30～32年度）

「基本計画」で示された施策に基づき、平成32年度までの毎年度実施する具体的な事業を3年間の前期計画と後期計画に区分して明らかにします。後期計画は、前期計画の成果を踏まえて策定します。

H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
基本構想 (H28～H37)									
基本計画 (H28～H32)									
前期実施計画 (H28～H30)									
		後期実施計画 (H30～H32)							

5 策定にあたっての視点

- (1) 社会情勢等に的確に対応した計画
- (2) 様々な手法により市民の声を取り入れた計画
- (3) 市民に分かりやすい計画
- (4) 第9次鳥取市総合計画の成果や課題を踏まえた計画

6 策定における市民の声の反映

- (1) 市民まちづくりワークショップの開催
- (2) 市政懇話会・地域振興会議等の委員会・審議会、自治連合会等の市民団体や各種機関からの意見や提案を把握するため、意見交換会やタウンミーティングの開催
- (3) 若手経済人や学生などへの出前説明会等の実施
- (4) 総合案内、総合支所等の窓口、鳥取市のウェブサイト、市報、ケーブルテレビ、新聞等を活用した、より多くの市民の意見の集約
- (5) インターネットモニターの活用、パブリックコメントの実施 等

7 その他

- (1) 計画の進行管理 まちづくりの目標の実現に向け、PDCAサイクルを取り入れ、成果を重視した進行管理を行います。
- (2) 都市機能の充実 市民生活を支える都市機能の充実を図るためのまちづくりを進めます。

8 第10次鳥取市総合計画体系図（案）

（別紙のとおり）